

内閣参質一八七第八一号

平成二十六年十一月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員有田芳生君提出安倍総理と北朝鮮による拉致被害者家族連絡会等との面談に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員有田芳生君提出安倍総理と北朝鮮による拉致被害者家族連絡会等との面談に関する再質問  
に対する答弁書

一から七までについて

御指摘の「政府関係者と家族会との面談」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難であるが、先の答弁書（平成二十六年十月十日内閣参質一八七第九号）三、七及び八についてでお答えしたとおり、政府としては、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第四百十三号）第二条第一項の認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国のために全力を尽くす方針である。したがって、同項の認定がなくとも、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者の家族に対しても必要に応じ、適宜適切に情報提供を行うとともに、適切な部署において面談を行っているところであるが、お尋ねの個別具体的な対応については、一概にお答えすることは困難である。

